

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年7月25日 05時03分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港 酒田港北防波堤灯台から真方位335° 240m付近 (概位 北緯38° 55.9′ 東経139° 48.1′)
事故の概要	漁船勝栄丸は、南進中、また、漁船長兵衛丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年7月28日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勝栄丸、4.97トン YM3-3386（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 長兵衛丸、2.2トン YM3-3643（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船首部に破口等、オーニングの支柱の曲損等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、酒田市飛島北方沖でのいか釣り漁を終えて帰航を開始し、船長Aが後部甲板にある台の上に立ち、遠隔操縦装置を使用して操船に当たり、酒田港内を南進していた。 船長Aは、一旦操舵室に入って携帯電話での通話を終え、後部甲板にある台での操船に戻った後、ふと用事を思い出し、再び操舵室に入って携帯電話での通話を終えた直後に衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。 船長Aは、衝突後、船長Bが左眼付近から出血しており、声を掛けるところ、大丈夫との返事があったので、両船共に自力での航行が可能であることを確認し、帰港した。 船長Aは、これまでに本事故発生場所付近で漂流している他船を見掛けたことがなく、前路に他船はいないと思っており、操舵室で通話中、前方を見ていたものの、通話に集中していて前路のB船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、引き縄釣り漁を行う目的で、酒

	<p>田港を出航した後、本事故発生場所付近で漂泊状態とし、後部甲板で操業の準備作業を行っていたところ、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、酒田港の船だまりに戻った後、所属する漁業協同組合の組合員が救急車の手配を行い、病院に搬送された後、左眼窩内側壁骨折等と診断された。</p> <p>船長A及び船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報しなかった。</p>
分析	<p>A船は、南進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、携帯電話での通話に意識を向けて航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、後部甲板で操業の準備作業を行っていて船首方から接近するA船に気付かなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、携帯電話での通話に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、後部甲板で操業の準備作業を行っていて接近するA船に気付かなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、操船に集中し、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、漂泊中であっても、接近する他船を早期に発見できるよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。